

## 広島県告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十年広島県告示第七百四十九号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 施行者の名称

東広島市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画道路事業八・七・二号西条駅南北線

### 三 事業施行期間

平成二十年九月一日から平成二十七年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十年広島県告示第七百四十九号の事業地のうち、広島県東広島市西条本町地内に  
おいて、事業地を変更する。